

あいち生物多様性戦略推進委員会開催要綱

(趣旨)

第 1 条 「人と自然が共生するあいち」の実現を目指して策定された「あいち生物多様性戦略 2020」の推進及び 2021 年以降の新たな生物多様性戦略について検討するため、「あいち生物多様性戦略推進委員会」(以下「委員会」という。)を開催する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) あいち生物多様性戦略 2020 の推進方法に関すること
- (2) あいち生物多様性戦略 2020 の進捗状況の評価に関すること
- (3) 2021 年度以降の新たな生物多様性地域戦略に関すること
- (4) その他、必要な事項

(構成)

第 3 条 委員会は、別表の委員により構成する。但し、経済団体、行政機関については、委員が委員会に出席できない場合には、代理の者が出席することができるものとする。

2 委員の任期は 2 年以内とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選とし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、主宰する。
- 4 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代理する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門委員)

第 5 条 委員会に専門的事項を調査検討させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員の任期は 2 年以内とする。

(検討会)

第 6 条 委員会は、専門的事項について調査検討させるため、検討会を置くことができる。

- 2 検討会は、委員長が指名する委員及び専門委員をもって構成する。
- 3 第 4 条、第 7 条から第 10 条までの規定は、検討会に準用する。

(会議の公開)

第 7 条 委員会は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限

りでない。

(1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して検討を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると委員長が決定した場合

（会議録）

第8条 委員会の議事については、会議の概要を記載した会議録を作成し、5年間保存するものとする。

2 前項の規定により作成された会議録は、第7条の規定により非公開とした事項に該当するものを除き、公表するものとする。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、愛知県環境局環境政策部自然環境課において処理する。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成25年9月11日から施行する。

（改正）

平成26年4月1日 改正

平成26年7月1日 改正

平成26年8月1日 改正

平成27年4月1日 改正

平成27年5月1日 改正

平成28年4月1日 改正

平成28年7月1日 改正

平成28年8月1日 改正

平成29年4月1日 改正

平成29年7月7日 改正

平成29年10月1日 改正

平成30年2月1日 改正

平成30年7月26日 改正

令和元年8月14日 改正

令和2年3月24日 改正

別表 あいち生物多様性戦略推進委員会委員

香坂 玲	名古屋大学大学院環境学研究科	教授
大東 憲二	大同大学情報学部	教授
武田 穰	静岡大学研究戦略部	特任教授
田中 章	東京都市大学環境学部	教授
辻本 哲郎	名古屋大学	名誉教授
夏原 由博	名古屋大学大学院環境学研究科	教授
福井 弘道	中部大学中部高等学術研究所	所長、教授
福田 秀志	日本福祉大学	副学長、健康科学部 教授
増田 理子	名古屋工業大学社会工学専攻	教授
斉藤 祐子	インタープリターズ・ユニット	森あそび本舗 代表
道家 哲平	国際自然保護連合日本委員会	事務局長
祖山 薫	一般社団法人中部経済連合会	防災・環境部長
佐藤 綱洋	名古屋商工会議所産業振興部	部長
柳原 賢一	環境パートナーシップ・CLUB	自然共生社会分科会
松井 宏聡	農林水産省東海農政局	生産部長
福田 敬大	国土交通省中部地方整備局	企画部長
酒向 貴子	環境省中部地方環境事務所	統括自然保護企画官
武田 淳	名古屋市環境局	環境企画部長